

## 新型コロナウイルスワクチン(無料)

### 5月から、オミクロン株対応ワクチンによる追加接種「春開始接種」を行います

#### 【対象となるかた】

- ◆65歳以上のかた
- ◆5歳以上64歳以下で基礎疾患のあるかたや、重症化リスクが高いと医師が認めるかた
- ◆医療従事者など(医療機関や高齢者施設などの従事者)

#### 【接種券の送付】

以下のかたへ、前回の接種日が早い順番に接種券をお送りします。

#### ◆60歳以上のかた

\*60歳以上のすべてのかたへ接種券は送付されますが、64歳以下のかたのうち今回の「春開始接種」は、基礎疾患のあるかたや、医療従事者などのかたのみが対象です。詳しくは接種券に同封される案内をご覧ください。

#### ◆5歳以上59歳以下で基礎疾患のあるかたや、医療従事者などのかたのうち、令和4年5月30日から10月16日までに4回目接種券の発行申請をされたかた

\*4回目の発行申請をしていないかたは申請が必要です。▶コールセンターまたは専用ウェブサイトから申請してください

#### 【接種会場など】

- ◆医療機関での個別接種と、西武秋田店3階で集団接種を実施します
- ◆予約は5月8日(月)から開始します。実施日などについてはコールセンター、専用ウェブサイトでご確認ください
- ◆5月8日(月)から予約サポートセンターを開設します
- \*詳しくは広報あきた今号と同時配布のパンフレットをご覧ください。



パンフレット

### 5~11歳のお子さんの追加接種もオミクロン株対応ワクチンになり、接種間隔も3か月に短縮されました

- ◆集団接種のみで実施します。会場や実施日はコールセンターまたは専用ウェブサイトでご確認ください
- ◆対象となるのは、小児用ワクチン(2または3回目)または乳幼児ワクチン(3回目)の接種を完了しているかたです。対象となるかたに、順次接種券をお送りしています

15歳以下の接種には原則保護者の同伴が必要です。また、予診票には必ず保護者の署名をお願いします。

#### ◆秋田市外から転入されたかたは、接種券の発行申請が必要です。▶コールセンターまたは専用ウェブサイトから申請してください

- ◆新型コロナウイルスに感染したことがあるかたもワクチン接種が可能です
- ◆ワクチン接種は、強制ではなく、本人の意思に基づき受けていただくものです。接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることがないようにお願いします

ワクチン接種専用ウェブサイト  
<https://acity-va.com>



ワクチン専用ウェブ

秋田市新型コロナウイルス  
ワクチン接種コールセンター

☎0120-73-8970 (平日9:00~18:00)

▶聴覚に障がいのあるかたや、電話での問い合わせが難しいかたはFAXでも受け付けています。

健康管理課FAX(883)1158

▶12歳以上が対象の3~5回目オミクロン株対応ワクチン接種は5月7日(日)で終了します。接種券をお持ちで、オミクロン株対応ワクチン未接種のかたは早めの接種をお勧めします。

▶1・2回目の接種を完了したかたを対象に、秋から冬に追加接種を実施する予定です。詳しくは決定次第お知らせします。

### 発熱などで相談先に迷ったら、新型コロナウイルス感染症総合案内窓口へ 24時間受付

かかりつけ医がないなど、医療機関に迷う場合は下記へご相談ください。LINEでも相談できます。右記のコードからアクセスしてください。

☎(895)9176/8:00~17:00 ■☎(866)7050/17:00~翌8:00



新型コロナウイルスLINE

# 補助制度で快適な住環境を

各制度について詳しくは、市ホームページなどをご覧ください。お気軽に  
住宅整備課(市役所4階)へお問い合わせください。☎(888)5770



## 1 住宅の増改築・リフォーム 災害復旧工事へ補助

◆市の制度 1住宅につき過去を含め2回まで利用できます。年度内の申請は1回限り(災害復旧工事を除く)。令和5年4月1日から令和6年3月25日(月)に完了した工事が対象で、工事完了後に早めに申請してください。申請期限は来年3月25日(月)。

広報ID番号 1007790

### 対象者

市内に住所があり、市税の滞納がないかたで、自らが所有し居住する住宅や親または子が所有し自らが居住する住宅などの増改築、リフォーム工事、災害復旧工事を行うかた

### 対象工事と補助額

#### ①通常のリフォーム

対象＝市内に本店のある建設業者などが行った50万円以上の工事

\*敷地内のバリアフリー工事を含む。

補助額＝5万円。「秋田市中心市街地活性化基本計画で定めていた区域内」は10万円

#### ②災害復旧工事

対象＝20万円以上の自然災害に伴う被害の復旧のためのリフォーム工事(被害証明書が発行されたもの)

\*建設業者の所在は問いません。

補助額＝対象工事費の10%

上限額＝5万円

\*①②とも、外構工事、住宅と独立した車庫、カーポートなどは対象外です。

◆県の制度 子育て世帯や移住世帯が行う住宅の増改築・リフォーム、一般世帯が行う持ち家の断熱・省エネ改修を支援します。秋田地域振興局建築課☎(860)3491

## 2 定住のための 空き家改修工事へ補助

3年以上の定住を目的とした空き家(建築から10年以上経過している物件)の改修工事費の一部を補助します。申請期限は来年3月15日(金)。広報ID番号 1007789

### 対象者(いずれかに該当するかた)

- ▶空き家バンクに登録された空き家か宅建業者が仲介した戸建て住宅を購入し、市外から移住するかた
- ▶空き家バンクに登録された空き家か宅建業者が仲介した戸建て住宅を市外から移住するかたへ賃貸する所有者、または賃借して市外から移住するかた

\*「秋田市中心市街地活性化基本計画で定めていた区域内」が「秋田市立地適正化計画の居住誘導区域内」にある住宅は、市内在住のかたも利用できます。

### 対象工事と補助額

▶市内に本店か支店などがある建設業者などが施工する、定住するために必要な本体工事

補助額＝対象工事費の2分の1

上限額＝購入は100万円、賃貸借は30万円、市内在住者の購入は50万円、賃貸借は20万円



## 3 多世帯同居のための 住宅改修工事へ補助

3年以上の多世帯同居のための住宅改修工事費の一部を補助します。申請期限は来年3月15日(金)。広報ID番号 1007792

### 対象者(いずれかに該当するかた)

▶住宅を改築・改修し、新たに多世帯同居(世帯数が一つ以上増加)をするかた

\*新たに同居する直系卑属が単身世帯の場合は対象外です。

### 対象工事(経費)と補助額

▶市内に本店か支店などがある建設業者などが施工する、同居に必要な住宅の本体工事

補助額＝対象工事費の2分の1

上限額＝県内在住者の同居は50万円、県外在住者か18歳以下の子どもがいる県内在住者の同居は100万円



◆市の補助制度は、東日本大震災で避難し、市内に居住しているかたもご利用いただけます

◆建築確認や地区計画の届出など、必要な手続きがされていない工事は受け付けできません

◆同一の工事は、1～3および国の他の補助事業とは併用できません

## ご利用ください「空き家バンク」

空き家の売却・賃貸を希望するかたから登録された情報を、空き家の利用を希望するかたへ紹介しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

広報ID番号 1007425

